



平成19年度の国民年金定額保険料は、月額1万4,100円です。

保険料納付は口座振替で前納がお得です。
年間納付額を比べてみると……

1. 口座振替での前納申し込みされた方の口座振替日は、平成19年4月末日です。
2. 6ヵ月前納も口座振替が有利です。平成19年10月～翌3月分の6ヵ月前納（口座振替）の申し込みは平成19年8月末となります。
3. 月々の口座振替も早割り（当月保険料の当月末引き落とし）にするとお得です。毎月納付の口座振替（当月保険料の翌月末引き落とし）は定額保険料です。口座振替を早割り（当月保険料の当月末引き落とし）にすると月々50円の割引になります。早割りを申し込みすると、初回に2ヵ月分の保険料（前月分の定額保険料と50円割引された当月分保険料）の口座振替を行い、その後毎月の保険料が50円引きとなります。

現金で	毎月	16万9,200円	—
	前納（1年分をまとめて納める）	16万6,200円	3,000円割引
口座振替で	毎月（当月末引落し）	16万8,600円	600円割引
	前納（1年分をまとめて納める）	16万5,650円	3,550円割引

口座振替の申し込み・手続き

必要書類 年金手帳・預貯金通帳・金融機関への届出印

注意事項 事務処理の関係で手続き終了から口座振替の実施まで1～2ヵ月かかることがありますのでご了承ください。

申し込み先 預貯金口座をお持ちの金融機関または社会保険事務所

★学生の皆さん「学生納付特例制度」の申請をお忘れなく（毎年度申請が必要です）

学生は、一般的に収入が無かったり、少なかったりしますので、国民年金保険料を納めるのが困難な場合があります。そのため、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

20歳で国民年金に加入された学生、今年の3月まで「学生納付特例制度」が承認されていた学生、申請を忘れていた学生、社会人から学生になられた方は、保健医療課国保年金係、または各支所市民課・市民生活課で申請してください。学生納付特例は4月から翌年の3月までで、申請が遅れてもさかのぼって認められます。手続きには、年金手帳と学生証（コピー可）または在学証明証が必要です。

■お住まいが変わったときは住所変更の届出を！（社会保険庁からのお知らせ）

社会保険庁では、被保険者のサービス向上のため、「裁定請求書の事前送付」や「年金見込額の提供」を直送しています。今後、年金加入記録を通知する「ねんきん定期便」などの取り組みを行うためにも正確な住所が必要になります。

「ねんきん定期便」の導入にあたっては、基礎年金番号で管理している記録に基づいて実施することとしていることから、年金記録の整備や住所記録の整備を進めているところですが、ご本人の届出がなければ判明しないケース（年金手帳記号番号や基礎年金番号の複数所持）や、転居などによる住所変更は、お早めの届出をお願いします。

★老齢福祉年金を受給されている方へ

4月は老齢福祉年金の受け取り月です。4月11日以降に希望された支払郵便局に国民年金証書・印鑑などを持参して手続きをしてください。受領後は次回の年金（8月期）を受けるため、お早めに国民年金証書を広島社会保険事務局（〒730-8602 広島市中区鉄砲町8-18）に提出してください。

問い合わせ 保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158または各支所担当課